

森林環境整備事業について

平成28年2月
大阪府環境農林水産部

目次

1	はじめに	1
2	大阪府の森林の現状等	2
3	新たな森林保全対策の必要性等	4
4	森林環境税による森林保全対策	7
	（1）自然災害から暮らしを守る取組み	8
	（2）健全な森林を次世代へつなぐ取組み	12

参考資料

・ 森林環境税の概要	19
・ 森林環境税関連条例等	20
・ 他府県の森林環境税導入状況	21

1 はじめに

大阪府では、森林の持つ公益的な機能を十分に発揮させるため、治山事業や放置森林対策など森林を保全するための様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、近年、局地的な集中豪雨が頻繁に発生し、従来の山地災害と異なり土石流の発生時に溪流沿いの木を巻き込んで流れ出すことで河川や水路等をふさぎ、冠水や交通遮断など市街地における被害を拡大させる流木災害が各地で発生しています。

このような流木災害については、府内においても平成25年、26年と連続して発生しているところ です。

一方、間伐をはじめとする森林の管理作業が停滞するとともに、平成21年に初めて確認されたナラ枯れ被害は、平成26年度末には15市町にまで急速に拡大するなど、森林の荒廃が進み森林の果たしてきた災害防止機能をはじめとする様々な公益的機能が著しく低下しています。

大阪は、市街地の背後に山間部が迫っているため、ひとたび災害が発生すれば生命や財産が危険にさらされることとなります。

こうした中、平成25年12月に「大阪府森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議」を設置し、今後の森林保全及び都市緑化の推進に必要な施策並びに財源の確保について検討を進めてきました。

この度、災害発生の防止と被害を最小限に留めるための危険溪流の流木対策など自然災害から暮らしを守る取組みと、森林管理の適正化により健全な森林を次世代へつなぐ取組みの財源を安定的に確保するため森林環境税を創設し、緊急かつ集中的にこれらの取組みを実施することとしました。



整備された森林（天然林）
（交野市の事例）



整備された森林（人工林）
（和泉市の事例）

2 大阪府の森林の現状等

大阪府域は、北摂・金剛生駒・和泉葛城の三山系に囲まれ、豊かな自然や優れた景観に恵まれています。これら三山系の森林は、府民にきれいな水や空気、レクリエーションの場の提供など、様々な恩恵をもたらしています。

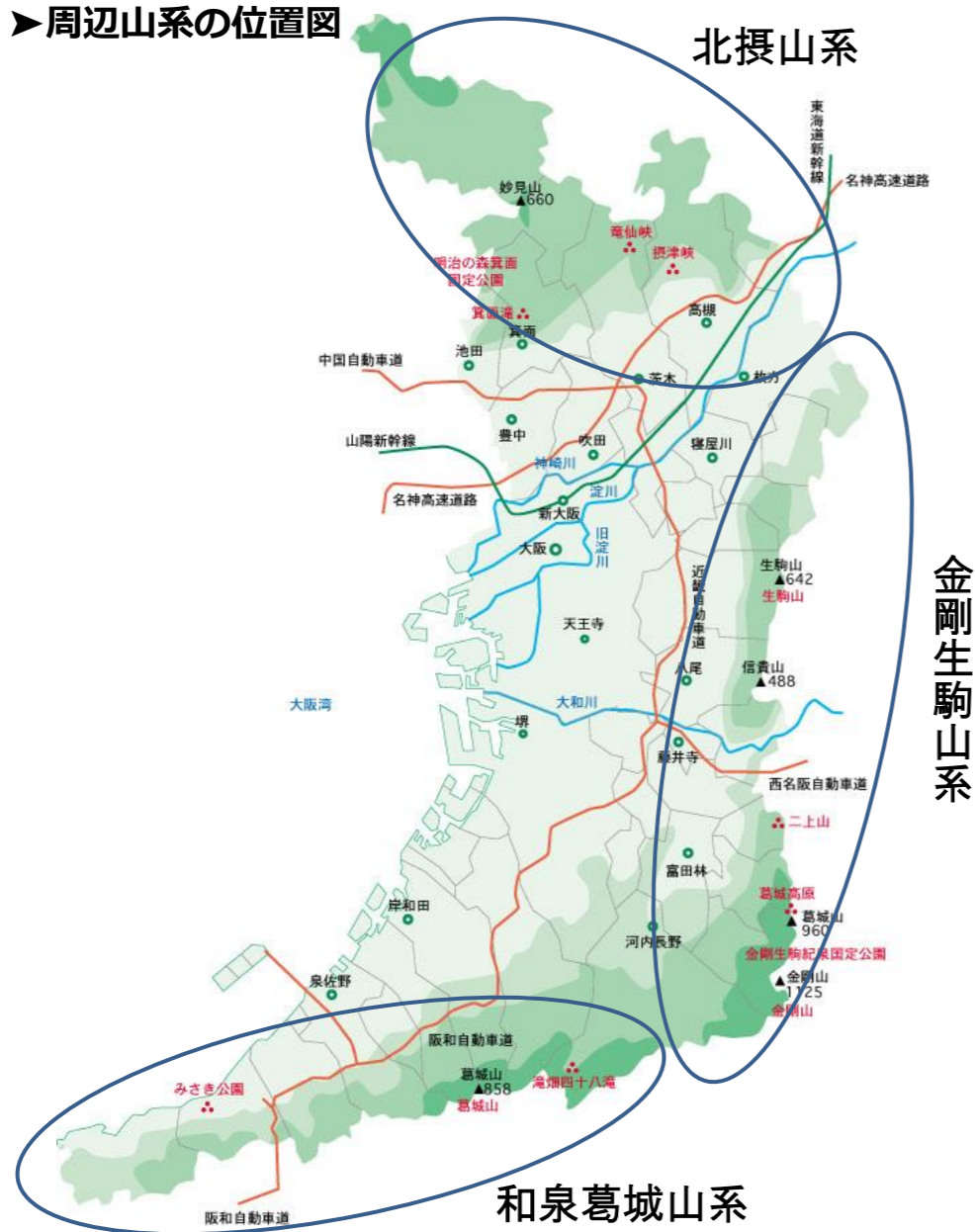
一方、平野部では、古くから市街地が形成され都市化が進展し、森林と市街地が隣接する現状となっています。

府域面積約19万haのうち、森林面積は約57,600haで、大阪府全体の面積の約1/3を占めています。

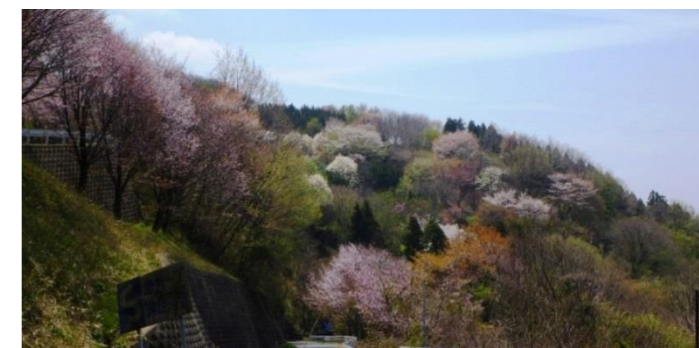
そのうち、スギやヒノキの人工林は約20,000haで、その他は、コナラやカシ類などの自然林で構成されています。

また、大阪府の森林の約9割が私有林で、国有林、公有林は合わせて1割程度です。

▶周辺山系の位置図



北摂山系 三草山 (能勢町)



金剛生駒山系 生駒山 (八尾市)



和泉葛城山系 岩湧山 (河内長野市)



和泉葛城山系 高森山 (岬町)

森林の持つ様々な公益的機能

森林は、土砂災害防止や水源かん養機能のほか、地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収など様々な公益的機能を有しています。

森林の働きをわかりやすく示す手法として、平成13年に日本学術会議において、定量的な評価が可能な森林の一部の機能を試算した評価額は、全国の森林で年間約70兆円となっています。

この方法で、府域の森林の機能を評価すると、適正に管理されていけば年間1,600億円以上の価値があり、特に災害防止機能は年間1,000億円以上の価値があります。



〔府域の森林の評価額〕

区分	機能	評価額
災害防止	表面侵食防止	666.9億円
	表層崩壊防止	199.2億円
	洪水緩和	152.7億円
水源かん養	水質浄化	345.4億円
	水資源貯留	206.3億円
温暖化防止	二酸化炭素吸収	29.2億円
	化石燃料代替	5.3億円
アメニティ	保健・レクリエーション	53.2億円
計		1,658.2億円

※府域の森林の評価額は、日本学術会議答申（H13）をもとに試算

いずれの評価方法も、「森林がないと仮定した場合と現存する森林を比較する」など一定の仮定の範囲においての数字であり、少なくともこの程度には見積もられるといった試算の範疇を出ない数字です。（平成22年度森林・林業白書より抜粋）

3 新たな森林保全対策の必要性等

①山地災害発生の危険性が増大

- 集中豪雨の発生頻度は、昭和63年以降、年間平均6.5回と急激に増加
- 集中豪雨の増加は、土石流等による自然災害の発生頻度の高まりとともに、崩壊発生時の流木による河川の閉塞など下流の被害が拡大
- 都市と森林が隣接する大阪では、山地災害の予防的対策が急務

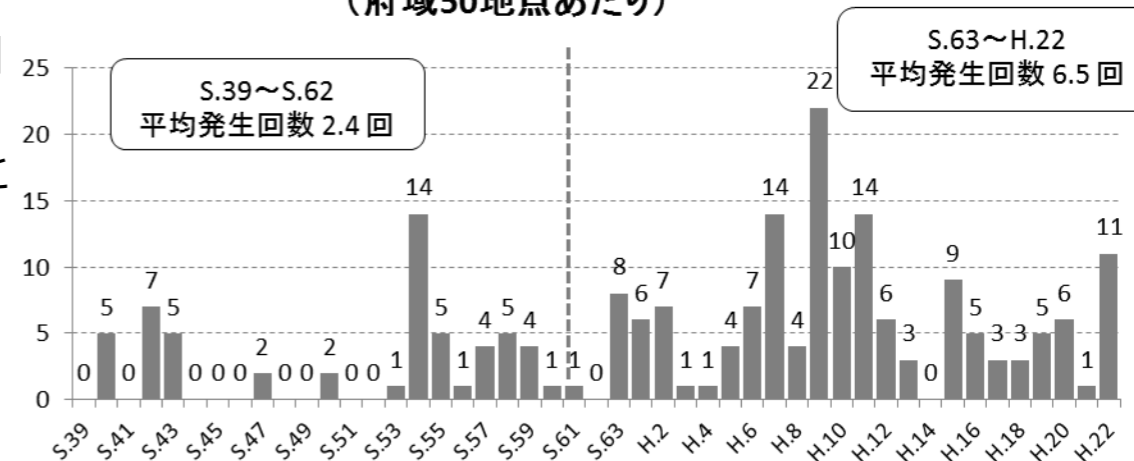
府域における流木被災事例

H25.9	千早赤阪村水分地区
H26.8	箕面市止々呂美地区

(現状の課題)

- ・崩壊土砂流出危険地区の中で、特に危険度が高い溪流174地区のうち、40地区で治山事業が未着手であり、土石流やそれに伴う流木による被害が懸念
- ・広葉樹の高齢化に伴いナラ枯等の病虫害が増加し、枯損木による倒木被害が懸念
- ・放置された竹林の面積は、20年間に約1.7倍の約2,700ha(H19年)に拡大し、周辺森林を枯らしたり、道路等への倒伏被害が懸念

1時間降水量50mm以上の年間発生回数
(府域50地点あたり)



豪雨時の流木
(千早赤阪村の事例)



水路に堆積した流木により道路が冠水
(箕面市の事例)



ナラ枯れ発生
(交野市の事例)



竹林の拡大
(高槻市の事例)

②森林管理の停滞

- 府内のスギ・ヒノキ人工林は、収穫期にある41年生以上の林分が約7割を占める
- 一方で、森林の持つ公益的機能の維持・増進に不可欠な間伐をはじめとする森林管理作業が停滞し、森林の持つ災害防止等の公益的機能が低下している

(現状の課題)

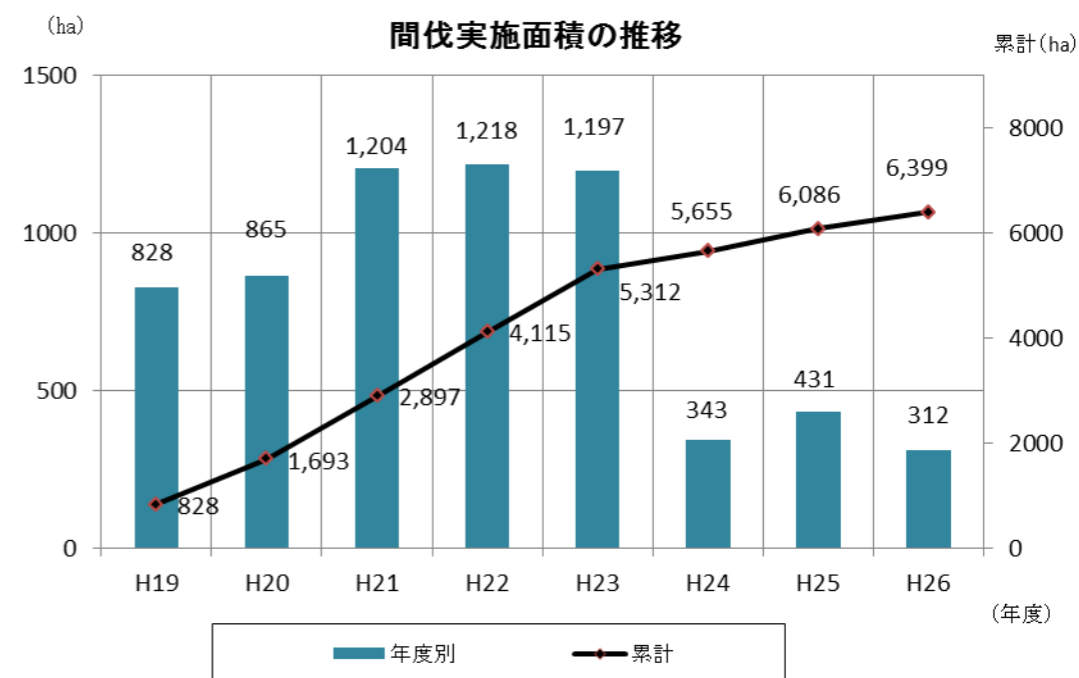
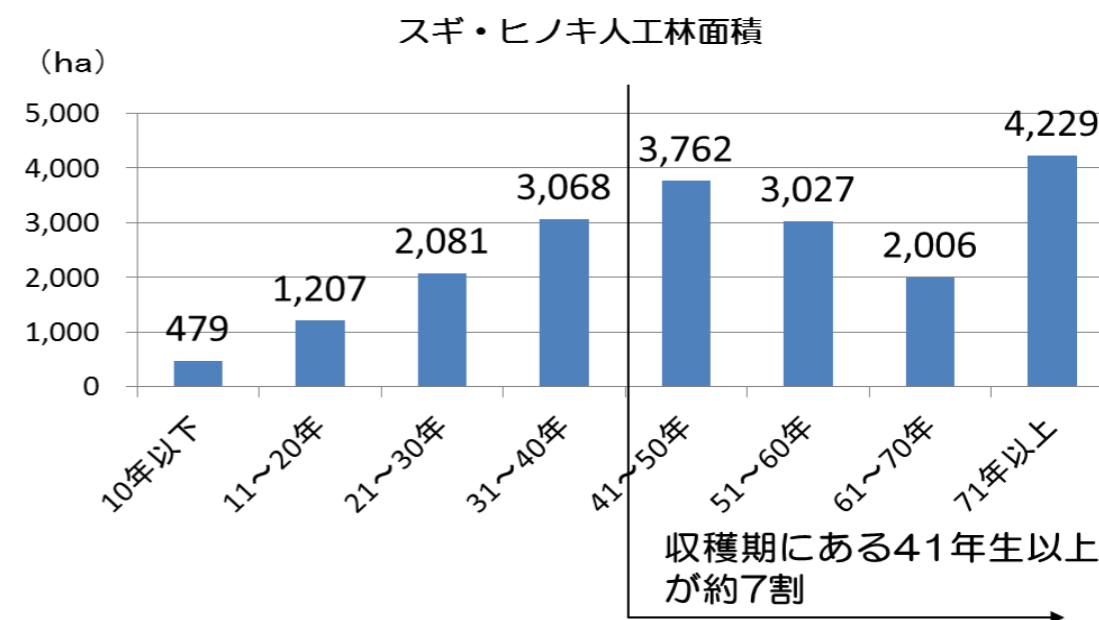
- ・長年にわたる木材価格の低迷や林業就業者の減少・高齢化の進行など、林業を取り巻く情勢は厳しい
- ・消費地に近接しており、木材利用の需要が見込めるが、森林の所有規模が小規模・分散しており、伐採・搬出量が小ロット
- ・人工林が保育期から伐採可能な収穫期に移行しつつある中で、木材を低コストで安定的に供給できる体制を整えることが、これまで以上に必要



手入れが遅れた人工林
(和泉市の事例)



荒廃した作業道
(能勢町の事例)



木材価格の低迷等により、林業としての間伐面積は横ばい。
(年間目標面積1,000ha、H26年度実績312ha)

森林環境整備事業の概要

4 森林環境税による森林保全対策

事業規模：約45億円
超過課税実施期間：平成28年度～平成31年度

〔基本的な考え方〕

「自然災害から暮らしを守る」、「健全な森林を次世代へつなぐ」ための取組み（既存事業の延長や国庫補助事業は除く）を緊急かつ集中的に実施（森林環境税を徴収する4年以内にすべての事業に着手）

(1) 自然災害から暮らしを守る取組み

事業規模 約30億円

① 危険渓流の流木対策 約20億円

渓流が急勾配で土石流が発生した場合、土砂や流木流出の恐れが高く、下流に人家や公共施設等の保全対象が多い地区を対象として災害の予防的対策を実施

② 主要道路沿いにおける倒木対策 約10億円

主要道路沿いを対象として、ナラ枯れ被害の拡大を防ぐ予防的伐採や放置竹林の整備等による森林の健全化を実施

(2) 健全な森林を次世代へつなぐ取組み

事業規模 約15億円

① 持続的な森づくり 約11億円

ア) 基盤づくり

集約化により一体的な森林経営が見込める概ね100ha規模の地区を対象として基盤整備を実施

イ) 人材育成

森林経営リーダーや府内産材コーディネーターを育成

② 未利用木質資源の活用推進 約0.3億円

林地残材（未利用材）を継続的・安定的に供給するしくみを構築

③ 子育て施設の内装の木質化 約3.7億円

幼稚園や認可保育所を対象に内装（床・壁等）の木質化を推進

効

果

○ 自然災害の未然防止

- ・ 府民の生命・財産への災害被害の未然防止、災害発生による経済損失の回避
（総額約530億円 復旧事業費・廃棄物処理費等により算出）

○ 森林の健全化による公益的機能の発揮

- ・ 二酸化炭素の吸収効果：年間約28,000 t
（自家用車約1万2千台が1年間に排出する二酸化炭素量に相当）
- ・ 「緑のダム」としての貯水量効果：年間約1,800万キロリットル（t）
（府民約16万5千人が使用する1年間の生活用水量に相当）

○ 府内産材8,000m³を新たに供給することによる府内の経済波及効果

- ・ 生産誘発額(約20億円/年)
- ・ 労働誘発量(約110人/年) ※産業連関表から推計

(1)自然災害から暮らしを守る取組み

① 危険渓流の流木対策事業

【目的】

局地的な集中豪雨が頻繁に発生し、土石流の発生時に渓流沿いの木を巻き込んで流れ出すことで、河川や水路等をふさぎ、冠水や交通遮断など市街地における被害を拡大させる流木災害を未然に防止する。

【事業概要】

- ・事業対象区域：山地災害危険地区「崩壊土砂流出危険地区※1」、保安林外（危険度Aランク・保全対象20戸以上・治山事業の未着手地域）
- ・事業箇所数：30箇所
- ・事業内容：
 - ・ハード対策
 - 土石流発生を抑止する治山ダムの整備
 - 流木となる危険性の高い渓流沿いの立木の伐採、林外搬出
 - 防災機能を強化する荒廃森林の整備（強度間伐等）
 - ・ソフト対策
 - 地域協議会の設置、防災教室の開催
 - 地域との協働による森林危険情報マップの作成、事業の効果検証等
- ・事業の工程：初年度～ 現地調査、地権者調査（コンサルタント委託）
森林所有者、市町村、地元自治会等との調整
森林所有者と協定書を締結し事業実施
※協定書により、10年間の森林の維持



土石流や流木の被害を防ぐ治山ダム



災害に強い強度間伐による森づくり



小学校での防災教室



地域協働によるマップづくり

【事業計画】

	全体計画		H28		H29		H30		H31～	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
(新規着手件数)	30	2,006,632	8	298,000	16	522,000	16	546,000	20	640,632
			(8)		(8)		(8)		(6)	

単位：千円

※H31までに着手

【実績】（アウトプット）

- ▶30箇所（750ha）の森林の健全化
- ▶30箇所での森林危険情報マップ作成、防災教室の開催

【効果】（アウトカム）

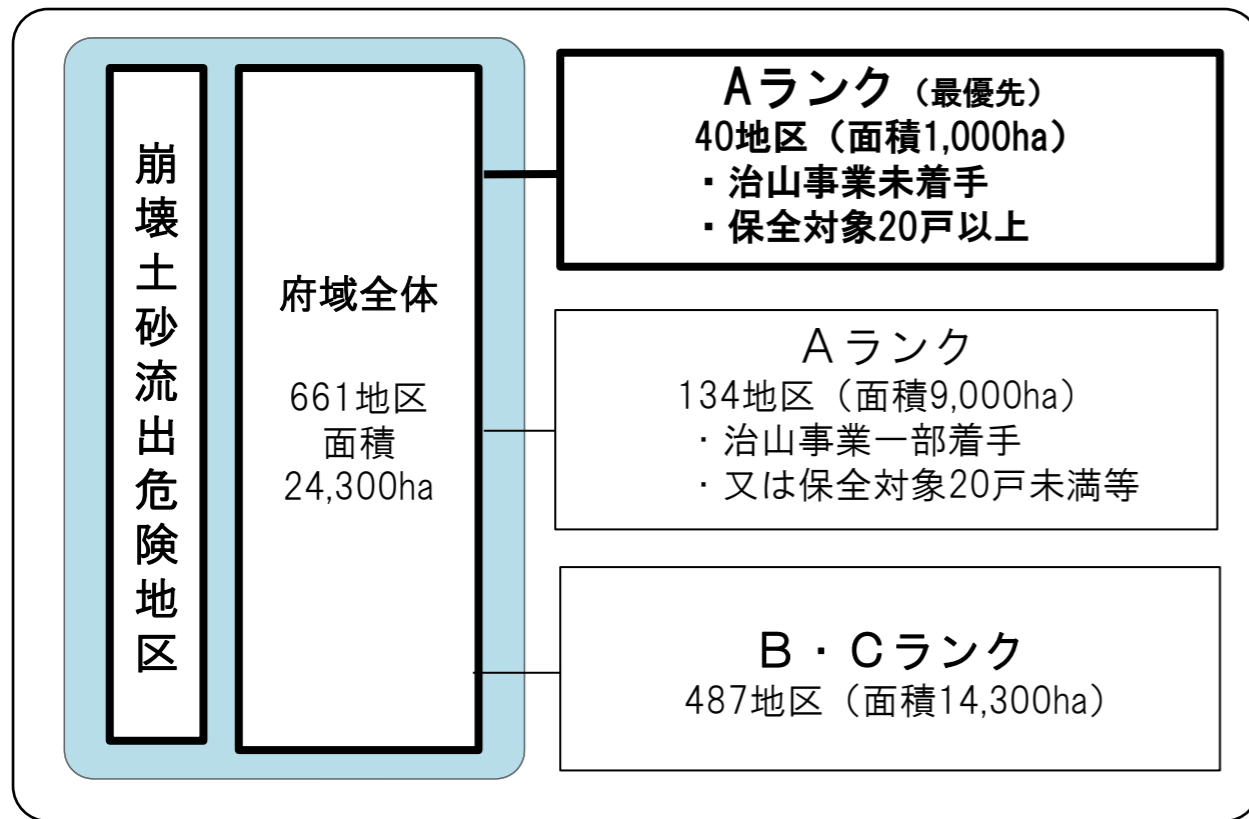
- ▶18河川の流域の保全
- ▶人家（約5,200戸（約1万3千人））、公共施設等（約120箇所）の保全
- ▶森林危険情報マップや防災教室での啓発による安全意識の向上
- ▶災害による約200億円の経済的損失の未然防止

◆山地災害危険地区：山崩れ、土石流が現に発生し、又は発生する危険のある森林であって、その危害が人家1戸以上または、公共施設に直接被害を与えるおそれのある地区。林野庁長官の通達に基づき大阪府が明示した地区で、崩壊の種類により崩壊土砂流出危険地区や山腹崩壊危険地区等があり、市町村の地域防災計画にも掲載されています。山地災害危険地区は、地質や勾配、渓流内の石の状況などの現地状況と保全対象の状況によりA・B・Cのランクに分けられます。

※1 崩壊土砂流出危険地区：山崩れ等により発生した土砂が土石流となり流出し、人家、公共施設等に被害を与える恐れのある地区

危険溪流の流木対策事業の選定基準及び選定箇所

事業対象区域の選定方法



実施箇所

■事業対象区域

●保安林外

対象：30地区 (面積750ha)

※今回の財源は、既存事業の延長や、国庫補助事業の裏負担には充当しない

【参考】

保安林内については、平成27年度より、知事重点事業として国庫補助金も活用し、先行して実施 (H27~)
対象：10地区 (面積250ha)

30地区の予定箇所 (15市町村)

番号	地区名	
1	能勢町	宿野
2	能勢町	上山辺
3	豊能町	吉川
4	池田市	伏尾町
5	高槻市	出灰
6	高槻市	原 北部
7	高槻市	原 南部
8	高槻市	成合
9	交野市	私市 北部
10	交野市	私市 南部

11	交野市	森
12	四條畷市	南野
13	大東市	寺川
14	東大阪市	日下
15	東大阪市	上石切
16	八尾市	神立
17	八尾市	黒谷
18	河南町	下河内
19	千早赤阪村	千早 東部
20	千早赤阪村	千早 西部
21	千早赤阪村	水分 東部

22	千早赤阪村	水分 西部
23	河内長野市	加賀田 中部
24	河内長野市	加賀田 西部
25	河内長野市	天見
26	和泉市	春木川
27	和泉市	仏並
28	和泉市	槇尾
29	岸和田市	相川
30	貝塚市	木積

(1)自然災害から暮らしを守る取組み

② 主要道路沿いにおける倒木対策事業

【目的】

ナラ・カシ類などの広葉樹林の高齢化に伴い病虫害による枯死（ナラ枯れ）や、放置竹林が増加しており、枯損木等による国道府道等への倒木・倒伏被害を未然に防止する。

【事業概要】

- ・事業対象区域：山地災害危険地区「山腹崩壊危険地区※1」（府県間等を結ぶ主要国道・府道20路線沿いの山崩れの危険がある森林）
- ・事業箇所数：ナラ枯れ対策(注) 約50箇所
放置竹林対策 約40箇所
- ・事業内容：1) ナラ枯れ対策
ナラ枯れ等の病虫害被害が予想される高齢木の予防伐採、被害木の処理、落石対策、作業用歩道の整備等
2) 放置竹林対策
竹伐採、草刈、竹拡大防止柵の設置、広葉樹の苗木植栽、作業用歩道の整備等
- ・事業の工程：初年度～
現地調査、地権者調査（コンサルタント委託）
森林所有者、市町村、地元自治会、道路管理者等との調整
森林所有者と協定書を締結し事業実施
※協定書により、10年間の森林の維持



被害を受け根元に木くずが散乱した木



ナラ枯れの原因

（注）ナラ枯れとは、大量のカシノナガキクイムシがナラ・カシ類の幹に穴をあけて入り込み、体に付着した病原菌（ナラ菌）を多量に樹木内に持ち込むことにより、水の通り道が塞がれ、枯れていく病気。枯れる時期は7月から9月が多い。府内においても初めて平成21年度に高槻市、茨木市、島本町で被害が発生し、以後被害は増加しながら南下している。

【事業計画】

単位：千円

	全体計画		H28		H29		H30		H31～	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
(新規着手件数)	90	1,016,000	17	255,000	36	291,000	41	276,000	62	194,000
			(17)		(28)		(25)		(20)	

※H31までに着手

【実績】（アウトプット）

▶90箇所（150ha）の森林の健全化

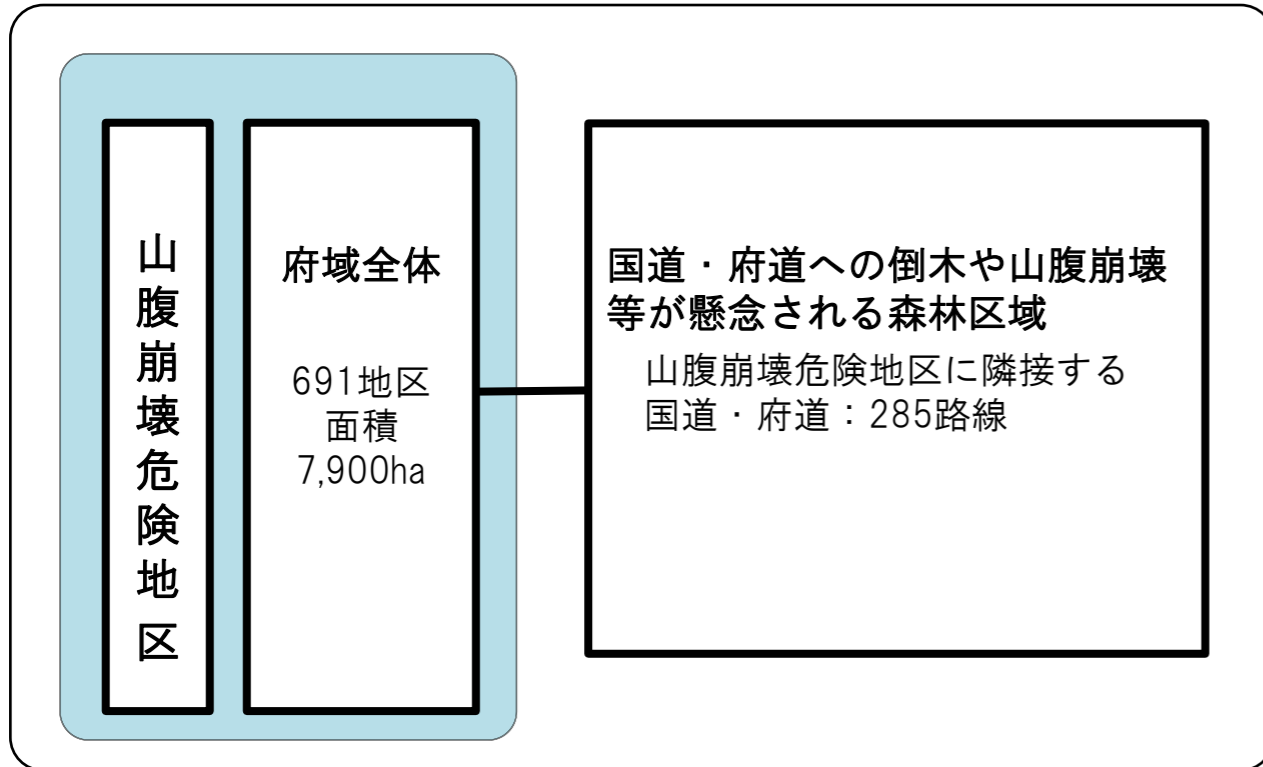
【効果】（アウトカム）

- ▶国道・府道（20路線）の保全
- ▶年間、約6,000万台の自動車の安全な通行の確保
- ▶災害による約50億円の経済的損失の未然防止

※1 山腹崩壊危険地区：山地災害危険地区のひとつで、山崩れにより人家、公共施設等に被害を与える恐れがある地区

主要道路沿いにおける倒木対策事業の選定基準及び選定箇所

事業対象区域の選定方法



実施箇所

事業実施

森林病虫害の拡大
放置竹林の拡大



■事業対象区域

- 府県間を連絡する交通量の多い国道・府道に限定
対象：20路線

20路線の予定箇所（25市町村）

番号	路線名	市町村名
1	国道173号	能勢町
2	国道423号	豊能町／箕面市／池田市
3	府道46号	茨木市
4	府道43号	箕面市／茨木市
5	府道6号	高槻市
6	府道79号	高槻市／島本町
7	国道168号	交野市
8	府道8号	大東市／東大阪市／四條畷市
9	国道25号	八尾市／柏原市
10	国道166号	太子町

番号	路線名	市町村名
11	国道309号	河南町／千早赤阪村
12	国道371号	河内長野市
13	府道61号	河内長野市／和泉市
14	国道480号	和泉市
15	府道39号	岸和田市
16	府道40号	岸和田市／貝塚市
17	府道62号	泉佐野市／熊取町
18	府道63号	泉南市
19	府道64号	阪南市
20	国道26号	岬町

(2)健全な森林を次世代へつなぐ取組み

①-ア 持続的な森づくり推進事業（基盤づくり）

【目的】

所有形態が小規模・分散化した森林をまとめた団地として集約化し、基幹的な作業道の舗装や木材集積土場の設置などの基盤づくりを進め、計画的な間伐促進を図るとともに、安定的に木材を供給できる体制を構築する。

【事業概要】

基幹的な作業道や木材集積土場の設置など、計画的な間伐促進を図るための基盤づくりに必要な経費を助成

- 事業箇所数：34地区（4,800ha）
- 事業主体：森林所有者から森林施業を委託された林業事業体
- 補助率：定額（府が工種ごとに定める補助単価に基づき算出）
- 補助要件（対象森林）：

- ①集約化により一体的な森林管理が可能な、区域面積が概ね100ha以上の人工林で、森林法に基づく森林経営計画が作成され、計画的な間伐や木材搬出が見込まれること
- ②森林所有者や林業事業体が、本事業により整備した基盤施設を活用し、間伐や植栽等の森林経営を長期にわたって継続的に実施する見込みがあること

※府・事業主体・森林所有者の3者で、20年間の協定を締結



↑基幹作業道の整備

↓木材集積土場の整備



【事業計画】

単位：面積（ha） 材積（m³） 事業費（千円）

	全体計画				H28			H29			H30			H31		
	箇所数	区域面積	搬出材積	事業費	箇所数	搬出材積	事業費	箇所数	搬出材積	事業費	箇所数	搬出材積	事業費	箇所数	搬出材積	事業費
	34	4,897	29,451	1,080,800	10	4,680	321,000	13	6,689	205,800	23	7,312	241,800	22	10,770	312,200
（新規着手件数）					(10)			(8)			(14)			(2)		

【実績】（アウトプット）

- ▶4,800haの人工林を集約化し、基盤施設を整備
 - ・基幹作業道の耐久性向上
 - ・木材集積土場の整備

【効果】（アウトカム）

- ▶4,800haの人工林を持続的な森林管理により森林を健全な状態で維持保全
- ▶集約化団地から8,000m³/年の木材を供給
- ▶府内の経済波及効果として約20億円/年の生産誘発額と約110人/年の労働誘発量が期待

	地区名	
1	能勢町	山辺
2	高槻市	川久保
3		二料
4		出灰流谷
5		原地獄谷
6		河南町
7	千早赤阪村	水分・ウスイ谷
8		水分・篠峰山
9		水分・池ノ谷
10		水分・足谷
11		東阪
12		千早・黒樽谷
13		千早・久留野峠
14		千早・五條峠
15		中津原
16	河内長野市	小深・大住谷
17		石見川北部
18		石見川南部

	地区名		
19	河内長野市	セノ谷・島の谷	
20		太井・鳩原・神ヶ丘	
21		岩瀬	
22		天見東部	
23		天見・棒谷	
24		加賀田	
25		滝畑・燈明岳	
26		滝畑・御光滝谷	
27		和泉市	父鬼七越
28			父鬼宮の谷・大岩
29	父鬼奥笹尾		
30	岸和田市	大沢シガ谷	
31		大沢牛滝	
32	貝塚市	木積	
33		本谷	
34	泉佐野市	大木	

(2)健全な森林を次世代へつなぐ取組み

①-イ 持続的な森づくり推進事業（人材育成）

【目的】

林業技術や森林経営等の知識・ノウハウを持ち、地域の森林管理の中核を担う森林経営リーダー（若手従事者（後継者））や川上から川下までの関係者とネットワークを構築し、府内産材に関する流通等のコーディネーター役となる人材を確保し、長期にわたる森林経営の適切な実施や府内産材の需要拡大により、持続的な森づくりを推進する。

【事業概要】

森林経営リーダーや府内産材コーディネーターを確保するため、専門家等による講座や現地研修等を開催する。

○事業主体：大阪府

○事業内容等：

①森林経営リーダーの育成（34名）（※①-ア基盤づくりを実施する集約化団地1地区に1名相当を想定）

- ・森林経営について先進的な取組みを行う林業従事者や民間企業、森林・木材に関する学識者等への講師派遣の依頼により、森林経営や施業技術、集約化プランニング等の講義や現地研修等を実施
- ・研修回数：4回/年×3か年＝全12回[H29～H31で実施]（受講料を徴収）

②府内産材コーディネーターの育成（10名） ※講座・現地実習：12回/年

- ・地域材活用の先進的な取組みを行う木材関係事業者や建築士、経営・マーケティングの専門家等への講師派遣の協力依頼により木材流通やマーケティング、販売戦略等の講義や現地研修等を実施
- ・研修回数：4回/年（1年で終了）[H28]（受講料を徴収）

【事業計画】

単位（事業費）：千円

区分	全体計画		H28		H29		H30		H31	
	人数	事業費	人数	事業費	人数	事業費	人数	事業費	人数	事業費
森林経営リーダー	34	3,150	—	—	34	1,050	(34)	1,050	(34)	1,050
府内産材コーディネーター	10	1,050	10	1,050	—	—	—	—	—	—
合計	44	4,200	10	1,050	34	1,050	(34)	1,050	(34)	1,050

【実績】（アウトプット）

- ▶森林経営従事者 34人育成
- ▶府内産材の生産・流通コーディネーター 10人育成

【効果】（アウトカム）

- ▶持続的な森林管理により、森林を健全な状態で維持保全
- ▶川上から川下までの関係者による横断的な連携体制の構築により、府内産材の利用（とりわけ内装材として）を促進

(2)健全な森林を次世代へつなぐ取組み

② 未利用木質資源活用推進事業

【目的】

人工林や里山林で伐採後放置された林地残材（未利用材）の有効活用により森林の健全化を図るため、林業事業者や森林所有者、地域で活動する里山保全活動団体等が未利用材を自ら継続的・安定的に搬出するために必要な仕組みを構築する。

【事業概要】

林業事業者や森林所有者、地域で活動する里山保全活動団体等に対する未利用材搬出用機械等の貸与や搬出された材を活用する木質バイオマス利用事業者等とのマッチングを行い、未利用材を継続的・安定的に搬出する仕組みづくりを担う事業者を選定し、運営を委託。

○事業主体：大阪府（提案公募により委託先選定）

○搬出活動地：

- ・ 持続的な森づくり推進事業を実施する地区
- ・ NPOやボランティア団体が里山保全活動を実施している地区 等

○未利用材搬出目標量（H31）：3,000m³

（木質バイオマス発電事業者との取引には一定量の確保が必要）

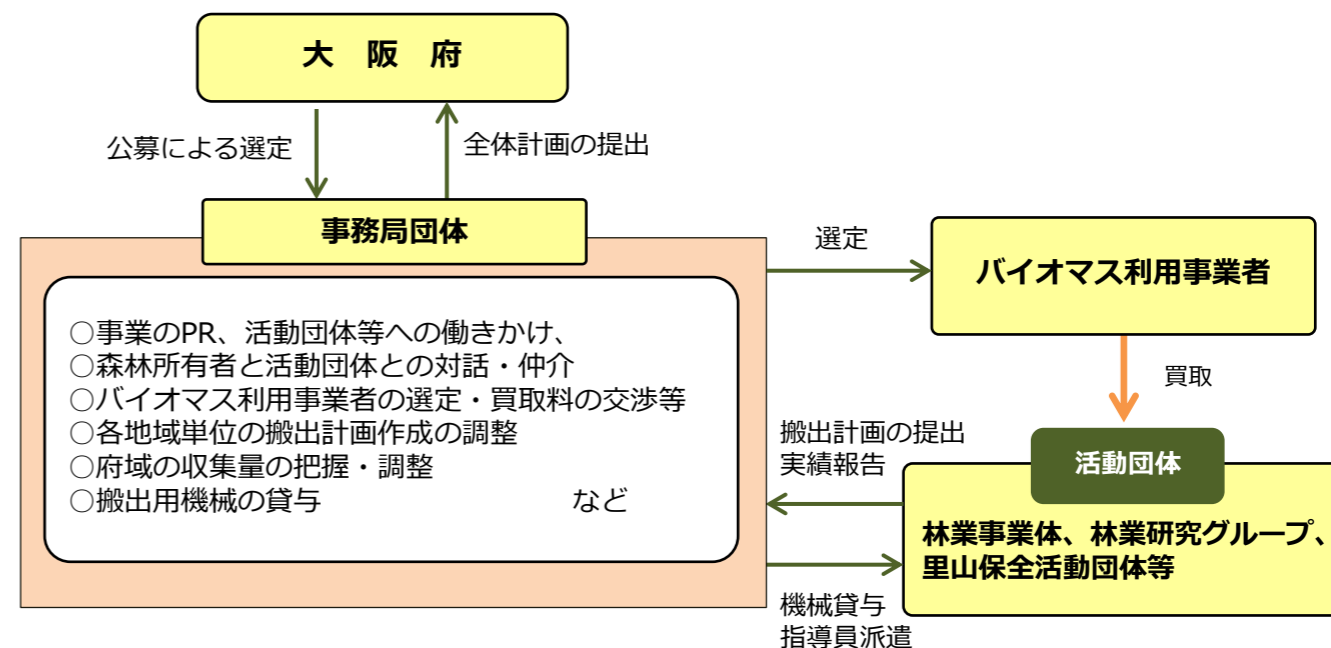
【事業計画】

単位：千円

年度	全体計画	H28	H29	H30	H31
事業費	25,101	19,401	2,400	1,900	1,400

※H28は事務局運営経費（機械維持費、事務費等）+貸与機械購入経費
H29以降は事務局運営経費のみ

《事業の仕組み》



【実績】（アウトプット）

- ▶ 未利用材搬出用機械の貸与や技術指導、木質バイオマス利用事業者とのマッチング等を行う窓口の設置

【効果】（アウトカム）

- ▶ 搬出活動への参加者数の拡大を図り、年間3,000m³規模の搬出体制を構築し、未利用材のバイオマス利用を促進
- ▶ 災害時に流出のおそれのある林地残材の除去により森林を健全化

(2)健全な森林を次世代へつなぐ取組み

③ 子育て施設木のぬくもり推進事業

【目的】

保育園や幼稚園の子育て施設における木材利用、とりわけ子どもたちが直接触れる床や壁等内装での利用を促進することにより、ストレス緩和や室内の快適性を高めるなど、子どもの育成環境に良い効果を与えるとともに、森林の大切さや木材に対する理解を深める「木育」の促進につなげる。

【事業概要】

内装（床・壁）木質化等に対して、その必要となる経費を支援する

○対象施設：大阪府内の幼稚園及び認可保育所（認定こども園を含む）

○補助率：1/2（上限2,500千円）

○補助要件：

- ・原則、『おおさか材』（認証材）を使用する
- ・市町村が事業主体となる場合は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく、市町村木材利用方針が策定されていること
- ・整備後の効果等を把握するためのアンケート調査への協力
- ・施設の職員や施工事業者が木育リーダーとなり、内装木質化や木材の良さを地域に広くPRする

【事業計画】

単位：千円

年度	全体計画	H28	H29	H30	H31
実施箇所数	150	30	40	40	40
事業費	376,500	75,300	100,400	100,400	100,400



【一園一室木のぬくもり推進モデル事業 実施状況】

【実績】（アウトプット）

- ▶150園の内装等を木質化するとともに、各園の木育リーダーを登録
- ▶4年間でおおさか材450m³（原木換算で900m³）の消費 [1園当たり3m³使用した場合の試算]

【効果】（アウトカム）

- ▶園児や保護者の木材に対する理解を深め、その波及効果による府内産材の更なる消費喚起が図られる。
- ▶身近にある森林資源の循環利用を促進することにより、森林を健全な状態で維持保全

5 森林環境整備事業全体計画

単位：千円

事業名	平成27年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度～		合 計	
	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
危険溪流流木 対策事業		8 (8)	298,000	16 (8)	522,000	16 (8)	546,000	20 (6)	640,632	30	2,006,632
主要道路沿い 倒木対策事業		17 (17)	255,000	36 (28)	291,000	41 (25)	276,000	62 (20)	194,000	90	1,016,000
持続的な森づくり 推進事業 (基盤づくり)		10 (10)	321,000	13 (8)	205,800	23 (14)	241,800	22 (2)	312,200	34	1,080,800
持続的な森づくり 推進事業 (人材育成)			1,050		1,050		1,050		1,050		4,200
未利用木質資源 活用推進事業			19,401		2,400		1,900		1,400		25,101
子育て施設木の めぐもり推進事業		30	75,300	40	100,400	40	100,400	40	100,400	150	376,500
森林環境税広報・ 市町村支援事業	38,364		603		600		600		600		40,767
合 計	38,364		970,354		1,123,250		1,167,750		1,250,282		4,550,000

※平成29年度以降は現時点の予定であり、税収や執行状況に応じて変動

※（ ）内の数字は新規着手箇所数

※平成27年度の森林環境税広報・市町村支援事業は、制度周知のためのチラシ・ポスター作成（609千円）及び賦課徴収を行う市町村に税務システム改修経費等が発生することから平成27年度に限り交付金交付（37,755千円）。平成28年度以降は府民向け報告会開催費用

參考資料

森林環境税の概要

大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例

- ▶ 目的：個人の府民税の税率に関し、大阪府税条例の特例を定め森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源を確保
- ▶ 納める額：年額300円（個人府民税均等割額に加算）
- ▶ 期間：平成28年度から平成31年度まで
- ▶ 納税義務者数：約386万人 ※1
- ▶ 税収見込：約11億3千万円（約45億円／4年） ※2

※1 3,862,209人（個人府民税決定状況調（平成27年6月30日現在））

※2 収入歩合98.3%（平成26年度現年課税分の収入歩合）を加味

◎納める人（個人府民税の納税者と同じ）

府内に住所がある個人、府内に家屋敷等がある個人。
ただし、次の人は非課税となります。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫
- ・各市町村の条例で定める一定の合計所得金額以下の人

平成28年度から平成31年度までの個人住民税の均等割額

	府民税	市町村民税	合計
森林環境税	300円	—	300円
国の制度に基づく臨時特例措置※	500円	500円	1,000円
従来 of 税額	1,000円	3,000円	4,000円
合 計	1,800円	3,500円	5,300円

※東日本大震災を教訓に、各地方公共団体が緊急に実施する防災のための施策の財源を確保するため臨時特例措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、国の制度により、個人の府民税均等割額・市町村民税の均等割額にそれぞれ500円加算されています。

森林環境税を財源とする事業の府民への見える化

○事業の評価

大阪府森林環境整備事業評価審議会
（大阪府附属機関条例に基づき設置）

○収入見込額、執行額、翌年度への繰越額を公表

（毎年度実施）

○府民向けの報告会

（事業実施の翌年度に開催）
（初回：平成29年7月予定）

森林環境税関連条例等

○大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例（平成二十七年十一月二日大阪府条例第八十七号）

（目的）

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第五号の規定に基づき、個人の府民税の税率に関し、大阪府税条例（昭和二十五年大阪府条例第七十五号）の特例を定め、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源を確保することを目的とする。

（個人の府民税の均等割の税率の特例）

第二条 平成二十八年度から平成三十一年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、大阪府税条例第二十三条及び附則第五条の二の規定にかかわらず、同条に規定する額に三百円を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

○大阪府附属機関条例（抄）（昭和二十七年十二月二十二日大阪府条例第三十九号）

（設置）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

別表第一(第二条関係)

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府森林環境整備事業評価審議会	森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策（当該施策に必要な財源を確保することを目的とした個人の府民税を財源とするものに限る。）に係る事業の評価についての調査審議に関する事務

○大阪府森林環境整備事業評価審議会規則（平成二十七年十一月二日大阪府規則第百三十四号）

（趣旨）

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府森林環境整備事業評価審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第三条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬）

第五条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。

（費用弁償）

第六条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（庶務）

第七条 審議会の庶務は、環境農林水産部において行う。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

他府県の森林環境税導入状況

番号	県名	税の名称(通称)	議決時期	導入時期	超過課税の状況				収入後の管理		
					税目	個人	法人	期間			
1	高知県	森林環境税	H15.2	H15.4	県民税 (個人:均等割) (法人:均等割)	500円	500円	5年間	基金		
2	岡山県	おかやま森づくり県民税	H15.11	H16.4			500円	5%増		3年間	
3	鳥取県	森林環境保全税	H16.3	H17.4			500円		5%増	5年間	基金
4	鹿児島県	森林環境税	H16.6								
5	島根県	島根県水と緑の森づくり税	H16.12								
6	愛媛県	森林環境税	H17.3	H18.4			500円		5%増	5年間	基金
7	山口県	やまぐち森林づくり県民税									
8	熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.3	H18.4			1,000円		10%増	期限なし(5年毎に見直し)	基金
9	福島県	森林環境税									
10	兵庫県	県民緑税									
11	奈良県	森林環境税									
12	大分県	森林環境税									
13	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H17.6	H19.4			800円	11%増	5年間	基金	
14	神奈川県	水源環境保全・再生のための個人県民税の超過課税措置	H17.10	H19.4	均等割:300円 所得割:0.025%増	10%増	5年間				
15	岩手県	いわての森林づくり県民税	H17.12	H18.4	1,000円						
16	静岡県	森林(もり)づくり県民税			400円						
17	和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	H19.4	500円			5%増	5年間		
18	宮崎県	森林環境税	H18.3	H18.4							
19	富山県	水と緑の森づくり税	H18.6	H19.4	1,000円			10%増	期限なし(5年毎に見直し)		基金
20	山形県	やまがた緑環境税	H18.6								
21	石川県	いしかわ森林環境税	H18.12	H20.4	500円			5%増	5年間		
22	広島県	ひろしまの森づくり県民税									
23	長崎県	ながさき森林環境税									
24	福岡県	森林環境税	H19.6	H20.4	700円			7%増	10年間		
25	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税									
26	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税									
27	茨城県	森林湖沼環境税									
28	長野県	長野森林づくり県民税									
29	佐賀県	佐賀県森林環境税	H19.12	H21.4	500円	5%増	5年間				
30	愛知県	あいち森と緑づくり税	H20.3								
31	宮城県	みやぎ環境税	H22.3	H23.4	1,200円	10%増	5年間				
32	山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H23.10	H24.4	500円	5%増					
33	岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H23.12	H24.4	1,000円	10%増					
34	群馬県	ぐんま緑の県民税	H25.2	H26.4	700円	7%増					
35	三重県	みえ森と緑の県民税	H25.3								
36	大阪府	森林環境税	H27.10	H28.4	300円	10%増	4年間				
37	京都府	京都府豊かな森を育てる府民税	H27.12		600円		5年間	基金			

超過税額

【個人】	37県
300円	1
400円	1
500円	20
600円	1
700円	3
800円	3
1000円	6
1200円	1
その他	1

【法人】	34県
5%増	19
7%増	3
8%増	1
10%増	8
11%増	1
その他	2